

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和元年八月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十六号

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

広島県地方機関の長に対する事務委任規則（昭和三十九年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(建設事務所長への委任) 第十六条 (略) 一―二十八 (略) 二十九 (略)</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 第三条の二の規定による目的外使用の許可及び当該許可に係る第四条の規定による条件の設定（港湾施設用地につき、電柱、標柱、水道管、ガス管、看板、日覆いその他これらに類するものの敷地の用に使用する場合、使用期間が一年以下の使用をする場合及び広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成十年広島県条例第一号）第一条第一号に規定するプレジャーボート（以下「プレジャーボート」という。）の係留を目的とする場合並びに知事が許可したものの更新に限る。）</p> <p>(三) 九 (略) 三十一―三十六 (略) 三十七 (略)</p> <p>(一) 六 (略)</p> <p>(七) 第十一条第一項の規定による管理漁港施設の占用等の許可のうち次に掲げるもの及び当該許可に係る同条第三項の規定による条件の設定</p> <p>(1) 六 (略)</p> <p>(八) 第十一条第二項の規定による管理漁港施設の使用の許可及び当該許可に係る同条第三項の規定による条件の設定</p> <p>(九) 十 (略) 三十八―七十九 (略) 八十 (略)</p> <p>(一) 第六条の二第五項（第八十七条第一項、第八十七条の四並びに第八十八条第一項（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三百三十八条第二項第二号及び第三号に掲げるもの（以下「遊</p>	<p>(建設事務所長への委任) 第十六条 (略) 一―二十八 (略) 二十九 (略)</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 第三条の二の規定による目的外使用の許可及び当該許可に係る第四条の規定による条件の設定（港湾施設用地につき、電柱、標柱、水道管、ガス管、看板、日覆いその他これらに類するものの敷地の用に使用する場合及び使用期間が一年以下の使用をする場合並びに知事が許可したものの更新に限る。）</p> <p>(三) 九 (略) 三十一―三十六 (略) 三十七 (略)</p> <p>(一) 六 (略)</p> <p>(七) 第十一条第一項の規定による管理漁港施設の占用等の許可のうち次に掲げるもの及び当該許可に係る同条第二項の規定による条件の設定</p> <p>(1) 六 (略)</p> <p>(八) 九 (略) 三十八―七十九 (略) 八十 (略)</p> <p>(一) 第六条の二第五項（第八十七条第一項、第八十七条の二並びに第八十八条第一項（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三百三十八条第二項第二号及び第三号に掲げるもの（以下「遊</p>

- 「戲施設」という。)に関する部分を除く。以下この号において同じ。)及び第二項(遊戯施設に関する部分を除く。)において準用する場合を含む。)の規定による確認審査報告書等の受理
- (二) 第六条の二第六項(第八十七条第一項、第八十七条の四並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知
- (三) 第七条の二第六項(第八十七条の四並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)の規定による完了検査報告書等の受理
- (四) 第七条の四第六項(第八十七条の四及び第八十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による中間検査報告書等の受理
- (五) 第七条の六第一項第一号及び第二号(第八十七条の四並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)の規定による仮使用の認定
- (六) (略)
- (七) 第九条第一項(第八十八条第一項から第三項まで及び第九十条第三項(第八十七条の四において準用する場合を含む。))の規定による意見書等を提出する機会の付与
- (八) 第九条第四項(第四十五条第二項、第八十八条第一項から第三項まで、第九十条第三項(第八十七条の四において準用する場合を含む。))及び第九十条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取
- (九) 第九条第七項(第八十八条第一項から第三項まで、第九十条第三項(第八十七条の四において準用する場合を含む。))及び第九十条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による仮の使用禁止及び使用制限の命令
- (十) 第九条第八項(第八十八条第一項から第三項まで、第九十条第三項(第八十七条の四において準用する場合を含む。))及び第九十条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取
- (十一) 第九条第九項(第八十八条第一項から第三項まで及び第九十条第三項(第八十七条の四において準用する場合を含む。))の規定による準用する場合を含む。)

- 「戲施設」という。)に関する部分を除く。以下この号において同じ。)及び第二項(遊戯施設に関する部分を除く。)において準用する場合を含む。)の規定による確認審査報告書等の受理
- (二) 第六条の二第六項(第八十七条第一項、第八十七条の二並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知
- (三) 第七条の二第六項(第八十七条の二並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)の規定による完了検査報告書等の受理
- (四) 第七条の四第六項(第八十七条の二及び第八十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による中間検査報告書等の受理
- (五) 第七条の六第一項第一号及び第二号(第八十七条の二並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)の規定による仮使用の認定
- (六) (略)
- (七) 第九条第一項(第八十八条第一項から第三項まで及び第九十条第三項(第八十七条の二において準用する場合を含む。))の規定による意見書等を提出する機会の付与
- (八) 第九条第四項(第四十五条第二項、第八十八条第一項から第三項まで、第九十条第三項(第八十七条の二において準用する場合を含む。))及び第九十条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取
- (九) 第九条第七項(第八十八条第一項から第三項まで、第九十条第三項(第八十七条の二において準用する場合を含む。))及び第九十条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による仮の使用禁止及び使用制限の命令
- (十) 第九条第八項(第八十八条第一項から第三項まで、第九十条第三項(第八十七条の二において準用する場合を含む。))及び第九十条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取
- (十一) 第九条第九項(第八十八条第一項から第三項まで及び第九十条第三項(第八十七条の二において準用する場合を含む。))の規定による準用する場合を含む。)

定による工事の停止命令及び違反の是正措置命令並びに仮にした命令の取消し

(土) 第九條第十項（第八十八條第一項から第三項まで及び第九十條第三項（第八十七條の四において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定による工事又は作業の停止命令

(宙) 第九條第十一項（第八十八條第一項から第三項まで、第九十條第三項（第八十七條の四において準用する場合を含む。）及び第九十條の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による代執行（第九條第十一項後段の規定による公告を除く。）

(申) (略)

(甲) 第十八條第二十四項第一号及び第二号（第八十七條の四並びに第八十八條第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定

(乙) (略)

(丙) 第九十條の二第一項（第八十七條の四（第八十八條第一項及び第二項において準用する場合を含む。））の規定による使用禁止、使用制限その他必要な措置命令

(三) 第九十條の二第二項（第八十七條の四（第八十八條第一項及び第二項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定による安全上の措置等に関する計画の届出の受付

(四) (略)

(五) (略)

(六) (略)

(一) (略)

(二) 附則第三條第八項の規定による通知及び変更の通知の受付

(三) 附則第三條第九項の規定による国等の機関の長に対する協議の要求

(四) 附則第三條第十項の規定による報告の徴収及び立入検査

(五) (略)

(六) (略)

八十六の二―百三 (略)

百四 広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

(一) (五) (略)

百五―百十一 (略)

定による工事の停止命令及び違反の是正措置命令並びに仮にした命令の取消し

(土) 第九條第十項（第八十八條第一項から第三項まで及び第九十條第三項（第八十七條の二において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定による工事又は作業の停止命令

(宙) 第九條第十一項（第八十八條第一項から第三項まで、第九十條第三項（第八十七條の二において準用する場合を含む。）及び第九十條の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による代執行（第九條第十一項後段の規定による公告を除く。）

(申) (略)

(甲) 第十八條第二十四項第一号及び第二号（第八十七條の二並びに第八十八條第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定

(乙) (略)

(丙) 第九十條の二第一項（第八十七條の二（第八十八條第一項及び第二項において準用する場合を含む。））の規定による使用禁止、使用制限その他必要な措置命令

(三) 第九十條の二第二項（第八十七條の二（第八十八條第一項及び第二項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定による安全上の措置等に関する計画の届出の受付

(四) (略)

(五) (略)

(六) (略)

(一) (略)

(二) 附則第三條第七項の規定による通知及び変更の通知の受付

(三) 附則第三條第八項の規定による国等の機関の長に対する協議の要求

(四) 附則第三條第九項の規定による報告の徴収及び立入検査

(五) (略)

(六) (略)

八十六の二―百三 (略)

百四 広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成十年広島県条例第一号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

(一) (五) (略)

百五―百十一 (略)

(広島港湾振興事務所長への委任)

第十七条 (略)

一―六 (略)

七 (略)

(二) 第三条の二の規定による目的外使用の許可及び当該許可に係る第四条の規定による条件の設定(港湾施設用地につき、電柱、標柱、水道管、ガス管、看板、日覆いその他これらに類するものの敷地の用に使用する場合、その使用期間が一年以上以下の使用をする場合及びプレジャーボートの係留を目的とする場合並びに知事が許可したものの更新に限る。)

(三) 九 (略)

八―十の三 (略)

十一 (略)

(一) 六 (略)

(七) 第十一条第一項の規定による管理漁港施設の占用等の許可及び当該許可に係る同条第三項の規定による条件の設定

(八) 第十一条第二項の規定による管理漁港施設の使用の許可及び当該許可に係る同条第三項の規定による条件の設定

(九) 七 (略)

十一の二―二十八 (略)

(広島港湾振興事務所長への委任)

第十七条 (略)

一―六 (略)

七 (略)

(二) 第三条の二の規定による目的外使用の許可及び当該許可に係る第四条の規定による条件の設定(港湾施設用地につき、電柱、標柱、水道管、ガス管、看板、日覆いその他これらに類するものの敷地の用に使用する場合及びその使用期間が一年以上以下の使用をする場合並びに知事が許可したものの更新に限る。)

(三) 九 (略)

八―十の三 (略)

十一 (略)

(一) 六 (略)

(七) 第十一条第一項の規定による管理漁港施設の占用等の許可及び当該許可に係る同条第二項の規定による条件の設定

(八) 七 (略)

十一の二―二十八 (略)

附 則

この規則は、令和元年九月一日から施行する。